

監査措置公告第11号

平成24年12月25日付け24監第71号で提出した平成24年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成24年度財政援助団体等の監査の結果に関する措置について

平成26年3月26日

東かがわ市監査委員 赤坂末夫

東かがわ市監査委員 岡本憲治

東かがわ市監査委員 楠田敬

1 対象となる監査
 平成24年度財政援助団体等の監査
 (社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会)

2 措置事項

(1) 市社協に対する結果について

監査内容の指摘内容	福祉課の指示事項	市社協の改善内容
ア 職員の給与について (P4)	他の社会福祉法人や近傍の社会福祉協議会の給与水準、また、類似業種の民間事業者の給与水準の情報を収集し、適正な給与水準を検討すること。	県社会福祉協議会及び近傍の社会福祉協議会においても行政の給与体系にほぼ準拠した給与体系になっているとともに、他の社会福祉人と比較しても本会の給与水準が高いものではない。 今後については、適正な給与水準についての調査等を実施し、適した措置を進めて行く。
ウ 器具什器費について (P6)	購入実施伺いの際に購入予定金額の明示をすること。	今後においては改善するよう措置する。
エ 顧問税理士委託料について (P6)	毎月、当月分の会計事務処理について顧問税理士による会計指導業務を行っているが、指摘件数も少なく軽微な指摘事項であるようなので、年度終了後の決算・申告業務の委託業務のみで会計事務の点検・処理は可能と思われる。今後の当該委託業務の契約の際には、例月の会計指導業務の要否について検討すること。	税理士等の外部による会計指導業務は、第三者の立場から会計管理体制の整備・運用状況の点検を行い、社会福祉法人に求められている会計の透明性を確保するとともに、社会福祉法人の社会的な信頼性を高めることにおいても、有用であると考えている。

監査内容の指摘内容	福祉課の指示事項	市社協の改善内容
オ 東かがわ市社会福祉センター指定管理委託料について (P6)	市社協の本所の施設の一部が指定管理として区分されていることについて、今後も協議していくこと。	昨年度より市担当課と協議を進めている最中であり、利用実態等を考慮した適切な措置を図りたい。
カ 東かがわ市地域活動支援センター事業(Ⅲ型) について (P6)	東かがわ市地域活動支援センター事業(Ⅲ型) において第三者によって作業訓練の一部の調達・販売が行われていることについて、作業工賃等の一連の収支内容の把握に努めること。	改善を図るものとし、改善策としては作業訓練等に關して関係者とより一層の連携を進め、本会において可能な範囲での内容把握に努めるものとする。
キ 会計・経理について	新会計システム導入時に、市補助金等対象に適用できないか検討すること。	平成 26 年度より新会計基準へ移行し、これに伴い会計システムについても新たな社会福祉法人会計基準に対応した会計ソフトウェアを導入する予定としているが、各システム会社が開発している会計ソフトにおいては補助金等の対象適用の有無についての入力項目がなく、それに対応したシステムにする場合、本会用に会計システムを開発する必要が生じ、システム開発費及び保守料が高額となることが予測されるため、維持管理が困難であると考えられる。

(2) 市民部福祉課及び市社協の両者に対する結果について

監査内容の指摘内容	福祉課の指示事項	市社協の改善内容
ア 経理区分間繰入支出について (P7)	ボランティア事業経理区分への経費区分間繰入措置について、市社協運営補助金と切り離し、別途、単独のボランティア事業の補助として取り扱うことについて今後協議していく。	市担当課と協議検討し適正な措置を図りたい。

(3) その他の事項について

監査内容の指摘内容	福祉課の指事項	市社協の改善内容
ア 定款等について (P7)	市社協定款第24条第1項中「この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は」とあるのに対し市社協経理規程第5条第2項中「(1) 資金収支計算書及びこれに付属する資金収支内訳書」、「(2) 事業活動収支計算書及びこれに付属する事業活動収支内訳書」、「(3) 貸借対照表」及び「(4) 財産目録」とある部分について、整合性を図ること。	定款及び経理規程についてはモデル規程等に基づいたものであり、今後、新会計基準への移行にあわせ経理規程についても見直しを行うので、整合性を図るよう検討する。
イ 経理規程について (P7)	経理規程第46条第1項において、実際の事務処理方法の見直しを行うこと。 また、経理規程第36条中「退職金」は「賞与」のこだと思われるので修正すること。	報告期限の日数部分の改正と事務処理方法の見直しにより改善措置を講ずる。 また、経理規程第36条中「退職金」とあるのはご指摘のとおり「賞与」の誤りであるので修正措置を講ずる。
ウ 契約職員及び臨時職員の賞与について (P8)	賞与に関する規定について、総合的な観点で検討すること。	賞与については、当面の間は支給予定はない。 しかし、今後においては、段階的に正規職員の割合を引き下げていく計画としており、非正規職員（契約職員等）が介護分野における事業の中心的な運営スタッフとなる見込みである。介護分野における人材の確保が現在困難な状況である観点からも今後については自主財源事業の経営状況等を考慮しながら支給等について検討していく。

<p>エ 市社協の実施事業について（P8）</p>	<p>市社協としての本来の目的、性格、機能を念頭において、市社協と市と民間事業者との三者の連携・役割分担を、より明確にし、実施事業を見直すこと。</p>	<p>民間事業者において代替可能な福祉サービス等については、利用者の不利益にならないよう慎重に存廃等の協議を行い、事業移行を検討のうえ、段階的に実施していく。</p> <p>自主財源の確保については、民間事業者の動向等を注視しながら事業を運営し、社会資源の充実を図りたい。これらのことを踏まえて、今後については、地域福祉の中心的な担い手として市及び民間事業者とより一層の密な連携を取り、東かがわ市内の福祉サービスの充実推進を図りたい。</p>
<p>オ 市社協の経営状況の把握について（P8）</p>	<p>他の類似団体や近傍の団体と比較・検討を行い、市社協の経営・運営の一層の適正化・健全化を図るようすること。</p>	<p>適正な経営・運営を進めていくにあたり、公認会計士等の専門職による外部コンサルティングの活用や本会役職員においての先進地視察、外部研修等を積極的に実施して経営管理能力を強化し、より一層の適正化・健全化に努めたい。</p>

(3) その他の事項について

<p>監査内容の指摘内容</p>	<p>福祉課の指示事項</p>	<p>市社協の改善内容 (修正)</p>
<p>ウ 契約職員及び臨時職員の賞与について (P8)</p>	<p>賞与に関する規定について、総合的な観点で検討すること。</p>	<p>今後においては介護分野における正規職員の多くが定年退職を控える中、非正規職員(契約職員等)が介護分野における事業の中心的な運営スタッフとなることが見込まれている。 こうした中、組織体制や事務分掌を見直すとともに各係(事業所)において正規職員が担うべき業務、非正規職員(契約職員等)で対応可能な業務等を再検証することで段階的に正規職員の割合を引き下げ適正な職員配置と職員数とするよう改善を図りたい。 また、契約職員等の就業規則における賞与支給に関する規定について、当面賞与の支給予定はないが、他の社会福祉法人や介護事業所においては非正規職員等についても各種手当が充実しており、本会においては介護分野における人材の確保が困難な状況である観点から自主財源事業の経営状況等を勘案しながら非正規職員(契約職員等)の処遇改善について今後検討していきたいと考えているが、ご指摘のとおり市の状況も踏まえ、当該規則の運用の見直しを図るとともに、民間事業者へ移行可能な事業の存廃等について今後経営改善計画策定委員会において意見を求め、本会理事會並びに評議員會に諮ってまいりたいと考えている。</p>
<p>エ 市社協の実施事業について (P8)</p>	<p>市社協としての本来の目的、性格、機能を念頭に置いて、市社協と市と民間事業者との三者の連携・役割分担を、より明確にし、実施事業を見直すこと。</p>	<p>民間事業者において代替可能な福祉サービス等については、利用者の不利益にならないよう慎重に存廃等の協議を行い、事業移行を検討のうえ、段階的に実施していきたいと考えており、「ひけた通所介護事業所」(介護保険事業)については、民間事業者の台頭や施設の老朽化等の要因により、他の実施事業に先駆けて平成25年5月末をもってを閉所した。ただし、当該事業の閉所に関しては、受け入れ施設の確保が容易であった側面もあり、「おおち通所介護事業所」(介護保険事業)等の事業については利用者の介護サービス利用に不利益が生じないように引き続き、民間事業者の動向を注視するとともに民間事業者と連携を深め、スムーズな事業移行が可能となるよう引き続き協議・検討していく予定である。 自主財源の確保については、民間事業者の動向等を注視しながら事業を運営し、社会資源の充実を図りたい。これらのことを踏まえて、今後については、地域福祉の中心的手として市及び民間事業者とより一層の密な連携を取り、東かがわ市内の福祉サービスの充実推進を図り</p>

<p>たい。</p>	<p>適正な経営・運営を進めていくにあたり、本会役職員において健全な経営状況を資するため他団体主催による社会福祉法人経営研修等に参加するとともに本会役員に対し、事業内容や経営状況について従来以上に積極的に説明機会を設けている。</p> <p>また、今後において公認会計士等の専門職による外部コンサルティンクの活用や他の類似団体、近傍の団体との比較による人的体制や財政状況等の経営状況の判断や先進地視察、外部研修等を積極的に実施して経営管理能力を強化し、より一層の適正化・健全化に努めたい。</p>
<p>たい。</p>	<p>他の類似団体や近傍の団体と比較・検討を行い、市社協の経営・運営の一層の適正化・健全化を図るようにつことにすること。</p>
<p>オ 市社協の経営状況の把握について (P8)</p>	